鶴岡市告示第 567 号

公示送達書

下記の者、居所不明により、通知書等の送達が不能となったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び鶴岡市市税条例（平成17年鶴岡市条例第67号）第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき文書は総務部課税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 11 月 10 日

鶴岡市長　佐藤　聡

記

送達を受けるべき者

番号	送達する通知書等	氏　　名	備考
1	地方税法の規定による書類	亡成澤千榮相続財産	
2	地方税法の規定による書類	亡堂道幸一相続財産	
3	地方税法の規定による書類	亡佐藤芳夫相続財産	
4	地方税法の規定による書類	亡佐藤芳夫相続財産	
5	地方税法の規定による書類	亡小玉清士相続財産	
6	地方税法の規定による書類	清水　徹	
7	地方税法の規定による書類	阿部　正宏	
8	地方税法の規定による書類	池田　俊彦	